

東京都再犯防止推進計画(案)に係る意見募集の結果について

- ・ 実施期間 令和元年5月31日(金曜日)から令和元年6月30日(日曜日)まで
- ・ 提出意見件数 93件
- ・ 意見提出者数 14名

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
計画全体について			
1	全体	しっかりと当事者の声を聴き、支援の内容を考えるべきである。	御意見の趣旨は、計画全体を通じて踏まえているものと認識しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	全体	これまで実施してきた再犯防止に関する施策の効果検証等を踏まえた上で、新たな計画を策定・推進すべきである。	計画の策定に当たっては、平成30年度に「東京都再犯防止推進計画検討会」を設置し、計4回にわたり、庁内関係局等のほか、国の刑事司法関係機関や民間支援団体等の意見を聴いて検討してきました。 なお、本計画は、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も記載し、都で初めての計画として、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため策定するものです。
3	全体	計画に掲載されている具体的な取組ごとの実施スケジュール、数値目標、具体的な手法等を明記すべきである。 <div style="text-align: right;">【同意見 計8件】</div>	本計画では、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も含めて幅広く取りまとめており、それぞれの取組について、個別の取組の具体的な目標や手法等までを記載するものではありません。そのため、原案のとおりとさせていただきます。
4	全体	犯罪をした者等やその家族に対する支援の実施に当たっては、民間に委託し、民間に対して行政が財政支援を実施するといった仕組みとした方が、効果的かつ柔軟な対応ができるのではないかと。	民間との連携については、計画全体を通じて踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	全体	万引きをはじめとする窃盗と薬物に重きが置かれている印象だが、犯罪はそれだけではないのではないかと。	窃盗及び薬物犯罪のみならず、罪名にかかわらず、再犯防止に資する取組を推進してまいります。
6	全体	犯罪をした者等が不当に差別・排除されることはあってはならないが、社会復帰が目的とは限らないこと、再犯をしなければそれでいいわけではないことを踏まえるべきである。	第1・3において、国の再犯防止推進計画で掲げられている5つの基本方針を踏まえることとしており、同方針③において、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこととしています。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
7	全体	加害者の権利を重視した計画になっているため、被害者の存在に配慮した計画とすべきである。 【同意見 計2件】	第1・3において、国の再犯防止推進計画で掲げられている5つの基本方針を踏まえることとしており、同方針③において、再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うこととしています。 また、犯罪被害者等支援については、既に策定されている「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」に基づいて実施することとなるため、本計画については、原案のとおりとさせていただきます。
8	全体	犯罪をした者等やその家族に対する支援の実施に当たっては、平日の日中の時間帯での支援だけではなく、土日・祝日や夜間等にも対応すべきである。	本計画に記載の一部の取組については、御意見のとおり、当事者に配慮した時間帯で実施しております。 御指摘の点については、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「第1 計画の概要」について			
「1 基本的考え方」について			
9	P.1 (第1・1)	第1・1(基本的考え方)において、「再犯者率は約5割であり、大きな割合を占めています。誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等の立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組も不可欠です。」とあるが、再犯者の多くは軽微な窃盗犯と薬物事犯であり、この記載では、著しく治安を悪化させるような再犯者が多いように感じられる。 また、更生支援をすることによって再犯を無くすことができる、という視点が希薄であるように感じられる。 従って、第2段落は削除した方が良いのではないかと。	更生支援の取組が再犯の防止につながることは、都としても認識しているところであり、そのような視点をより分かりやすく表せるよう、御指摘の趣旨を踏まえ、第1・1(基本的考え方)の第2段落について、以下のとおり修正いたします。 「誰もが安全で安心して暮らすことができる『セーフシティ』を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。」
10	P.1 (第1・1)	第1・1(基本的考え方)において、本計画の取組は、犯罪をした者等の社会復帰が目的と受け取れるが、それは違うのではないかと。 また、「円滑」という表現も違和感がある。	御意見として承ります。
「第2 具体的な取組」について			
「1 就労・住居の確保等のための取組」について			
11	P.4～P.17 (第2・1(1)、(2))	第2・1(1)及び(2)について、就労よりも、まずは住居の確保からの検討がされるべきであるため、計画について、掲載順を住居、就労の順番にすべきではないかと。	国の再犯防止推進計画においても、同様の順序で取組が記載されており、本計画は、それに準拠する形で取組を掲載しております。 なお、就労の確保に当たって住居の確保が重要であることは、都としても認識しており、住居と就労を「1 就労・住居の確保等のための取組」として1つの項目にまとめ、一体のものとして推進することとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
12	P.4 (第2・1(1) 【現状と課題】)	第2・1(1)【現状と課題】について、刑務所出所者の求職の困難さに関して「基本的なマナーや対人関係能力の不足」を挙げているが、一般に、出所者にはそのような困難があるのだ、という印象を与えてしまうのではないか。	御指摘の点については、「基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど」と記載することで、犯罪をした者等の就職における困難を例示しているものであり、すべての者にこのような困難があるという趣旨ではありません。取組の推進に当たっては、そのような誤解が生じることがないように留意してまいります。
13	P.4 (第2・1(1) 【現状と課題】) P.6 (第2・1(1) 【具体的な取組】③、④)	第2・1(1)【現状と課題】、【具体的な取組】③及び④について、協力雇用主の確保に当たっては、事業者数を増やすことのみを目的とするのではなく、協力雇用主としての適性も確認すべきである。	御指摘の点については、国において対応するものと認識しておりますが、都としても、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	P.5 (第2・1(1) 【具体的な取組】①)	第2・1(1)【具体的な取組】①について、他の自治体では、非行少年の就労体験を民間事業者に委託して、自治体が当該事業者に対して補助を実施している例もあると聞か、非行少年や、問題行動のある少年、親族の適切な監護を受けられない少年について、このような公的仕組みを活用して支援を行うべきである。	非行少年等に対する就労支援の取組の検討については、第2・1(1)【現状と課題】で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	P.5 (第2・1(1) 【具体的な取組】①(ア)ほか)	第2・1(1)【具体的な取組】①(ア)ほかについて、東京都若者総合相談センター「若ナビα」における非行少年等の立ち直り支援の内容、実績はどのようなものか。 また、ウェブサイト上に立ち直り支援を積極的に行うこと等を明示すべきである。	東京都若者総合相談センター「若ナビα」のホームページでは、現在、相談事例を御紹介しているほか、非行に関する相談を受け付けていることを明示しておりますが、より充実した内容となるよう、取り組んでまいります。
16	P.5 (第2・1(1) 【具体的な取組】②ア、イ)	第2・1(1)【具体的な取組】②ア及びイについて、東京都しごとセンターやTOKYOチャレンジネット等による支援について、犯罪をした者等が利用しやすいよう、支援の相談、申請が分かりやすくできる工夫を検討すべきではないか。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	P.5 (第2・1(1) 【具体的な取組】②イ)	第2・1(1)【具体的な取組】②イについて、TOKYOチャレンジネットにおいて犯罪をした者等の相談も受け付けていくことを、計画で明記すべきではないか。	御意見の趣旨は、第2・1(1)【具体的な取組】②イにおいて踏まえているものと認識しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
18	P.6～7 (第2・1(1) 【具体的な取組】⑤) P.19 (第2・2(1) 【具体的な取組】③)	第2・1(1)【具体的な取組】⑤及び第2・2(1)【具体的な取組】③について、刑務所等に在所中から障害認定手続が開始できるようにし、障害認定が速やかに受けられるような措置を講じるほか、受付枠の拡大も必要なのではないか。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	P.12 (第2・1(2) 【現状と課題】)	第2・1(2)【現状と課題】について、更生保護施設は、国の支援体制が弱いため、都としての独自支援や、都職員の派遣等による支援を行うべきである。	更生保護施設が、再犯防止の推進において重要な役割を担っていただいていることは、都としても承知しており、更生保護施設に対する支援の必要性については、第2・5【現状と課題】で踏まえているものと認識しております。御意見として承り、今後、具体的な施策を検討するに当たって参考とさせていただきます。
20	P.12 (第2・1(2) 【現状と課題】)	第2・1(2)【現状と課題】について、更生保護施設は、国の支援体制が弱いため、施設整備費用について、都からの財政的支援をするべきである。	更生保護施設が、再犯防止の推進において重要な役割を担っていただいていることは、都としても承知しており、更生保護施設に対する支援の必要性については、第2・5【現状と課題】で踏まえているものと認識しております。御意見として承り、今後、具体的な施策を検討するに当たって参考とさせていただきます。
21	P.12 (第2・1(2) 【現状と課題】) P.50～51 (第2・5【現状と課題】)	第2・1(2)【現状と課題】及び第2・5【現状と課題】について、再犯防止のためには、更生保護施設を退所し、地域社会での生活を開始した者に対しても、更生保護施設職員によるフォローアップが重要だが、国からの支援も不十分なため、都において助成や補助事業をお願いしたい。 【同意見 計3件】	更生保護施設が、再犯防止の推進において重要な役割を担っていただいていることは、都としても承知しており、更生保護施設に対する支援の必要性については、第2・5【現状と課題】で踏まえているものと認識しております。御意見として承り、今後、具体的な施策を検討するに当たって参考とさせていただきます。
22	P.13 (第2・1(2) 【具体的な取組】②)	第2・1(2)【具体的な取組】②について、自立準備ホームに対する税制面での支援等も検討いただきたい。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	P.13 (第2・1(2) 【具体的な取組】③)	第2・1(2)【具体的な取組】③について、東京都営住宅条例の資格条件を満たさない場合においても、個別具体的に検討するような措置が必要である。	御意見として承ります。
「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」について			
24	P.18 (第2・2(1) 【現状と課題】)	第2・2(1)【現状と課題】について、高齢者による万引きに関しては、地域包括支援センターや民生委員等と連携して必要な支援につなぐことで、再犯を防ぐことのできる事案も多いと思われるため、この点について、区市町村への周知を行うべきである。	御意見の趣旨は、第2・2(1)【具体的な取組】②で踏まえているものと認識しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
25	P.18～19 (第2・2(1) 【具体的な取組】①)	第2・2(1)【具体的な取組】①について、特別調整への協力のみ掲載されているが、更生保護施設が、まさに高齢者・障害者の受け皿になっていることから、「ア 特別調整への協力等」の次に、「イ 更生保護施設等への協力」を項目として追加いただきたい。	更生保護施設において刑務所出所者等を受け入れていただいていることについては、都としても承知しているところです。 御意見の趣旨は、第2・2(1)【具体的な取組】①及び④で踏まえているものと認識しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。
26	P.19 (第2・2(1) 【具体的な取組】②)	第2・2(1)【具体的な取組】②について、高齢者による犯罪への対応を推進するに当たっては、関係機関等との連携・情報共有を図り、実情に応じた対応を講じていただきたい。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	P.19 (第2・2(1) 【具体的な取組】②)	第2・2(1)【具体的な取組】②について、「高齢者よろず犯罪相談」に少年鑑別所(法務少年支援センター)が協力するとあるが、違和感がある。	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、少年に限らず、非行・犯罪に関する相談等に対応しており、本事業における連携先の一つとして想定しているため、原案のとおりとさせていただきます。
28	P.19 (第2・2(1) 【具体的な取組】③)	第2・2(1)【具体的な取組】③について、福祉サービスの円滑な利用に向け、都、区市町村及び関係機関等とで情報共有等を図り、犯罪をした者等への理解を深めていくべきである。	御意見の趣旨については、第2・6【具体的な取組】①で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	P.26～32 (第2・2(2))	第2・2(2)について、薬物依存に限らず、アルコール依存、ギャンブル依存、ゲーム依存等の他の依存症についての対策も盛り込んでいただきたい。 【同意見 計3件】	薬物依存をはじめとする依存症への対応については、本計画に限らず、国や都などの施策等において行われているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	P.26～32 (第2・2(2))	第2・2(2)について、薬物依存症に関する支援者の育成に取り組んでいる保護観察所も、薬物依存症者に対する支援等の関係機関として明記すべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、関連する取組として、第2・2(2)＜参考＞国の関係機関における主な取組に、東京保護観察所が行っている薬物依存からの回復支援を担う地域の関係機関等を拡充するための取組を、以下のとおり追記いたします。 ○ 薬物依存からの回復支援を担う地域の関係機関等の拡充 東京保護観察所では、薬物依存からの回復支援を担う地域の医療機関、回復支援機関・団体等を拡充するとともに、薬物依存のある者が容易にそれらにアクセスすることができる仕組みを作るため、関係機関等との協議を行っています。【東京保護観察所】
31	P.26 (第2・2(2) 【現状と課題】)	第2・2(2)【現状と課題】について、「…犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合…」とあるが、「薬物依存状態にある場合」など、「患者」以外の表現が適切ではないか。 また、「…治療・支援を継続的に受けさせることが必要」とあるが、治療や支援を本人以外が強制的に受けさせるような記載は不適切ではないか。	御指摘を踏まえ、第2・2(2)【現状と課題】中の「薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあり、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。」という表現を、「薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もあり、薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要となります。」に修正いたします。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
32	P.26 (第2・2(2) 【現状と課題】)	第2・2(2)【現状と課題】について、都立(総合)精神保健福祉センターにおける薬物離脱に関する様々な取組や、保健所における相談など、身近な薬物相談の窓口の存在について、広く広報することが必要であると考えます。	御意見の趣旨については、第2・2(2)【具体的な取組】④イで踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	P.26 (第2・2(2) 【具体的な取組】①ア)	第2・2(2)【具体的な取組】①アについて、継続的支援を実施していくためには、具体的な問題を共通認識としていくべきである。連絡協議の対象として、病院、自助グループ、福祉職、弁護士などと、幅広く情報交換等を行っていただきたい。 【同意見 計2件】	御意見の趣旨については、第2・2(2)【具体的な取組】①アで踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	P.26～27 (第2・2(2) 【具体的な取組】①イ)	第2・2(2)【具体的な取組】①イについて、「連絡方法及び個人情報の取扱等」との記載があるが、対象者の意思に反して、関係機関で個人情報を共有すると読めるため、記載を見直すべきである。	「連携マニュアル」の「個人情報の取扱い」において、対象者の意思を十分に確認の上、承諾いただいた範囲の情報のみを取り扱う旨記載します。 なお、個人情報を取り扱う場合には、情報管理の徹底を図り、漏えい等のないよう特に厳格に取り扱いを行ってまいります。
35	P.27 (第2・2(2) 【具体的な取組】②ア)	第2・2(2)【具体的な取組】②アについて、「区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立(総合)精神保健福祉センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携する…」とあるが、薬物依存症者や家族は、「相談すれば通報されるのでは」という危惧を持つため、当該連携が、保健医療機関からの通報を意味するのであれば、掲載箇所を改めるべきである。あるいは、当該連携が、保健医療機関からの通報を意味するものではないことを明示すべきである。	都立(総合)精神保健福祉センター等では、個人の秘密は守り、相談内容を警察へ通報しないことをホームページでもお知らせしており、御意見の趣旨を踏まえた対応をしているものと認識しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	P.28 (第2・2(2) 【具体的な取組】②ウ)	第2・2(2)【具体的な取組】②ウについて、薬物依存に対する治療手法は、認知行動療法に限定せず、幅広く試行・検証いただきたい。	御意見の趣旨については、第2・2(2)で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	P.28 (第2・2(2) 【具体的な取組】②ウ)	第2・2(2)【具体的な取組】②ウについて、薬物に関する勉強会を都が主催する場合には、保護司に対しても周知するなどして、保護司の薬物処遇に関するノウハウ等の向上や保護司相互の連携強化も図るべきである。	御意見の趣旨については、第2・2(2)【具体的な取組】③で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	P.28 (第2・2(2) 【具体的な取組】②ウ)	第2・2(2)【具体的な取組】②ウについて、家族に対する支援に関し、家族講座や家族教室のみならず、カウンセリングの実施、シェルターの設置、シェルターを設置している民間団体への支援等も検討いただきたい。	御意見の趣旨の一部については、第2・2(2)【具体的な取組】②ウ及び④アで踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
39	P.29 (第2・2(2) 【具体的な取組】②オ)	第2・2(2)【具体的な取組】②オについて、麻薬中毒者相談員がどのような支援者であるのかが不透明であるため、明示すべきである。 また、「本人と常時連絡がとれる体制をとります」という記載について、刑を終了した者に対して、公的機関との連絡をとることを強制するように読めるため、「継続相談、指導を希望する者とは常時連絡をとれるようにする」などと記載を改めるべきではないか。	御指摘を踏まえ、第2・2(2)の末尾に、以下の記載を追記いたします。 「注 麻薬中毒者相談員は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の18の規定に基づき、都の非常勤職員として任命されております。都では、麻薬中毒者相談員について、人格及び行動において社会的信望があり、麻薬中毒対策に対し、熱意を有する者を任命しております。保護司(元を含む)が多く、薬剤師や民生委員の方もいます。」 また、第2・2(2)【具体的な取組】②オ中の「本人と常時連絡がとれる体制をとります」という表現を、「本人が常時連絡できる体制をとります」に修正いたします。
40	P.29 (第2・2(2) 【具体的な取組】③)	第2・2(2)【具体的な取組】③について、「外部の専門スタッフ」とあるが、特殊・困難事例への対応に当たっては、弁護士・弁護士会との連携も検討いただきたい。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組」について			
41	P.35～39 (第2・3)	第2・3について、「学校中退＝非行」と決めつけず、子どもの生活環境等を整えることも盛り込んでいただきたい。	御意見の趣旨については、第2・3【具体的な取組】①で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	P.35～36 (第2・3【具体的な取組】①ア)	第2・3【具体的な取組】①アについて、非行防止のための教育だけではなく、いざというときに子どもが頼ることのできる人や場所(子ども食堂等の地域資源)を一つでも多くつくるべきである。	御意見の趣旨については、第2・5で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	P.35～36 (第2・3【具体的な取組】①ア)	第2・3【具体的な取組】①アについて、子どもの性非行を未然に防ぐとともに、子どもが性被害にあうことを未然に防ぐためには、子どもの年齢に応じた適切な性教育が行われるべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	P.36 (第2・3【具体的な取組】①イ)	第2・3【具体的な取組】①イについて、薬物依存に限らず、ゲーム依存をはじめとした他の依存症についての対策も盛り込んでいただきたい。	薬物依存をはじめとする依存症への対応については、本計画に限らず、国や都などの施策等において行われているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	P.37 (第2・3【具体的な取組】①エ)	第2・3【具体的な取組】①エについて、学校生活継続のための本人や家族等への支援を実施するに当たっては、虐待を受けている子どもの保護や、親に対する指導・支援の実施を含め、効果的な虐待への介入について踏まえておくべきである。	御意見の趣旨については、第2・4【具体的な取組】①エ(エ)で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
46	P.37 (第2・3【具体的な取組】①エ)	第2・3【具体的な取組】①エについて、東京都教育相談センターにおいて行われる他機関の紹介等が、円滑かつ適切に行われるようにしていただきたい。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
47	P.37、38 (第2・3【具体的な取組】①オ、②)	第2・3【具体的な取組】①オ及び②について、中途退学者に対する支援の実施に当たっては、就労だけではなく、復学や学習の再開を考える者、資格取得のために高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等が存在することを念頭においた上で取組を推進いただきたい。	御意見の趣旨については、第2・3で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
48	P.37 (第2・3【具体的な取組】①力)	第2・3【具体的な取組】①力について、非行防止等のための取組は、万引きだけでなく、現在、問題となっているインターネットの利用を通じた様々な非行等についても盛り込むべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	P.38 (第2・3【具体的な取組】①キ)	第2・3【具体的な取組】①キについて、警視庁及び少年警察ボランティアだけでなく、他の機関・団体等とも連携した取組を展開していくべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
50	P.38 (第2・3【具体的な取組】③ア)	第2・3【具体的な取組】③アについて、青少年リスタートプレイスにおいて、犯罪をした者等の立ち直り支援を積極的に行うことを、計画内で明記すべきである。	御意見の趣旨については、第2・3【具体的な取組】③アで踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組」について			
51	P.43～47 (第2・4)	第2・4について、ひきこもり、ニート等による犯罪について、障害等とは別の切り口で支援対象に入れていただきたい。	御意見の趣旨については、第2・4【現状と課題】で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
52	P.43～47 (第2・4)	第2・4について、被虐待児、被虐待体験者が加害者とならないための心理支援を盛り込んでいただきたい。	御意見の趣旨については、第2・4【具体的な取組】①エ(エ)で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	P.43 (第2・4【具体的な取組】①ア)	第2・4【具体的な取組】①アについて、子供を対象とする暴力的な性犯罪以外の性犯罪も、取組の対象とすべきではないか。 また、再犯リスクの高い者には、所在確認ではなく、再犯防止プログラムを受講させるべきではないか。	御意見の趣旨については、第2・4【現状と課題】で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
54	P.44 (第2・4【具体的な取組】①イ(イ))	第2・4【具体的な取組】①イ(イ)について、ストーカー加害者への支援に当たっては、警察のみならず、弁護士への相談を勧める等、多様なアプローチが図られるべきである。 また、被害者に対する支援も講じられるべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、ストーカー被害者に対する支援については、既に策定されている「東京都男女平等参画推進総合計画(Ⅱ 東京都配偶者暴力対策基本計画)」及び「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」に基づいて実施することとなるため、本計画については、原案のとおりとさせていただきます。
55	P.45 (第2・4【具体的な取組】①ウ)	第2・4【具体的な取組】①ウについて、「離脱に係る情報を適切に共有します」とあるが、既に関係機関が共有している「暴力団である」という情報に加え、離脱の情報を共有するという趣旨であれば、それを明示すべきである。	御意見の趣旨については、第2・4【具体的な取組】①ウで踏まえているものと認識しております。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
56	P.45～46 (第2・4【具体的な取組】①エ)	第2・4【具体的な取組】①エについて、非行少年の再犯防止のためには、①親子関係の修復とソーシャルワーカーの関わり、②発達障害のある少年が事件を起こした場合の支援の在り方、③関係機関との協働に当たってのソーシャルワーカーの存在の重要性、の3点を踏まえ、ソーシャルワーカーが少年や親の支援に当たることが最重要である。	御意見の趣旨については、第2・4【具体的な取組】①エで踏まえているものと認識しておりますが、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	P.45～46 (第2・4【具体的な取組】①エ(ア))	第2・4【具体的な取組】①エ(ア)について、処遇ケース検討会等を開催する際には、審判を通じて少年のことをよく知る、少年の付添人であった弁護士の参加も図るべきである。	非行少年等の支援に携わる「関係機関」には、弁護士も含まれるものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
58	P.46 (第2・4【具体的な取組】①エ(イ))	第2・4【具体的な取組】①エ(イ)について、弁護士又は弁護士会も関係機関に入れることを検討いただきたい。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
59	P.46 (第2・4【具体的な取組】①エ(ウ))	第2・4【具体的な取組】①エ(ウ)について、社会奉仕体験活動等は、障害者や高齢者の介護施設における活動も検討すべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
60	P.46 (第2・4【具体的な取組】①エ(エ))	第2・4【具体的な取組】①エ(エ)について、保護者による適切な監護が得られない少年に対する東京都若者総合相談センター「若ナビα」における対応を、「社会的自立を後押し」することにとどめず、他の庇護者を与える、学びの機会を与える等、他の対応についても図る観点から、再検討いただきたい。	御指摘を踏まえ、第2・4【具体的な取組】①エ(エ)中、「関係機関等と連携を図りながら、本人の状況に応じた支援につなぎ、社会的自立を後押しします。」という表現を、「関係機関等と連携を図りながら、学習や就労等、本人の状況に応じた支援につなぎ、社会的自立を後押しします。」に修正いたします。
61	P.46 (第2・4【具体的な取組】①エ(エ))	第2・4【具体的な取組】①エ(エ)について、保護者による適切な監護が得られない少年に対して、東京都若者総合相談センター「若ナビα」がどのようにして少年の社会的自立を後押しするのか明示すべきである。	計画において具体的な支援方法を明示することは困難ですが、東京都若者総合相談センター「若ナビα」のホームページについて、より充実した内容となるよう、取り組んでまいります。
62	P.47 (第2・4【具体的な取組】①オ)	第2・4【具体的な取組】①オについて、更生保護施設退所後、婦人保護施設等関係機関との連携をとることでシームレスな支援につながることから、「(ア)矯正施設出所後の相談対応」とあるのを「(ア)矯正施設出所後及び更生保護施設退所後の相談対応」としていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、第2・4【具体的な取組】①オについて、「オ 女性の抱える問題に応じた指導等 (ア)矯正施設出所後の相談対応」を「オ 女性の抱える問題に応じた相談対応等」に修正いたします。 なお、同項目記載における「関係機関」には、矯正施設や更生保護施設も含まれるものと認識しておりますところ、連携の充実については、今後、検討してまいります。
63	P.47 (第2・4【具体的な取組】①オ)	第2・4【具体的な取組】①オについて、「(ア)矯正施設出所後の相談対応」のみでなく、さらに幅広い記載をしていただきたい。 女性が抱える問題に対応していくためにはジェンダーの視点に関する理解促進が求められることから、特に、相談業務に直接携わる専門職員に加え、福祉保健局等の職員においても、ジェンダーの視点をもって体制づくりに取り組むことを明記いただきたい。	御意見の趣旨については、第2・4【現状と課題】で踏まえているものと認識しており、既に都においては、女性を含む人権に関する職員研修を実施しております。御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
64	P.47 (第2・4【具体的な取組】①オ)	第2・4【具体的な取組】①オについて、DVや性犯罪の被害者である者と、自らが非行や犯罪をした者とは、ニーズも異なることから、婦人保護施設への入所措置に当たって配慮すべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
65	P.47 (第2・4【具体的な取組】①カ)	第2・4【具体的な取組】①カについて、刑務所や少年院において発達障害に関する十分なスクリーニングが実施されていないという現状があることから、まずは、刑務所等で適切なスクリーニングがなされるよう、都から刑務所等への医師や公認心理師の派遣を検討すべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
66	P.47 (第2・4【具体的な取組】①キ)	第2・4【具体的な取組】①キについて、国の関係機関との連携強化に向けては、実質的な議論をするとともに、現実の支援に必要な情報交換が可能な体制を構築すべきである。	御意見の趣旨については、第2・6【具体的な取組】①で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
67	P.47 (第2・4【具体的な取組】①キ)	第2・4【具体的な取組】①キについて、犯罪をした者等の生きづらさの解消のためには、本人の意思決定に基づく社会資源の利用が不可欠であることから、弁護士や社会福祉士等による意思決定支援を行うべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」について			
68	P.50～58 (第2・5、6)	実効性のある計画にするためには、実務者の育成が急務であることから、適切な研修の実施、情報や指示が行き届く体制づくり、実務者の意識改革等を行うべきである。	御意見の趣旨については、第2・5【具体的な取組】②イで踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
69	P.50～58 (第2・5、6)	民間支援団体への予算措置及び人員配置を実施すべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
70	P.51 (第2・5【具体的な取組】①)	第2・5【具体的な取組】①について、都が保護司等のボランティアの確保に取り組むに当たっては、国と同様の広報等を行うのではなく、これまでとは違う層への働きかけを試験的に行うなどの工夫をすべきである。	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
71	P.51 (第2・5【具体的な取組】②イ)	第2・5【具体的な取組】②イについて、現在、都が作成している若者の支援のための一覧性のある資料は有効であり、これをより充実・発展させるとともに、成人についても作成していただきたい。 【同意見 計2件】	御意見を踏まえ、保護司等の活動を支援するため、より充実させた資料を作成してまいります。
72	P.51 (第2・5【具体的な取組】②イ)	第2・5【具体的な取組】②イについて、保護司の研修会等で、都立(総合)精神保健福祉センターの薬物指導の担当者等に講師をしていただきたい。	御意見の趣旨については、第2・2(2)【具体的な取組】③及び第2・5【具体的な取組】④で踏まえているものと認識しております。

整理番号	該当箇所	御意見の要旨	都の考え方
73	P.52 (第2・5【具体的な取組】②イ)	第2・5【具体的な取組】②イについて、非行少年の立ち直りに対する支援や関連する情報の提供を行う窓口が複数あり、分かりにくいいため、窓口のワンストップ化やサイトを使いやすくするなどすべきである。	都では、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を設置し、若者やその保護者等を対象として、幅広い分野にまたがる相談を一次的な受け皿として受け付け、適切な支援機関につないでいます。また、東京都若者支援ポータルサイト(若ぼた)では、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知しています。 御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
74	P.52 (第2・5【具体的な取組】③)	第2・5【具体的な取組】③について、更生保護施設が、起訴猶予の者等を受け入れるために空き部屋を確保している場合等には、都から費用補償を行うなど、更生保護施設に対する財政支援を講じるべきである。	御意見の趣旨については、第2・5【現状と課題】で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
75	P.52 (第2・5【具体的な取組】④)	形式的な会合よりも、実際に保護観察対象者と一緒に住居や仕事を探すなどしている者を行政として支援することが重要である。	御意見の趣旨については、第2・5で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
76	P.52 (第2・5【具体的な取組】④)	第2・5【具体的な取組】④について、保護司が担当地域を超えて共に研さんでできる場を都につくっていただきたい。	御意見の趣旨については、第2・5で踏まえているものと認識しておりますが、御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
「6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組」について			
77	P.57 (第2・6【具体的な取組】①)	第2・6【具体的な取組】①について、今後設置される予定の再犯防止のための協議会等には、裁判所、弁護士、女性の薬物依存症者回復支援をしている団体(ダルク女性ハウス)、ジェンダー視点の専門性を有する者、依存症治療に詳しい福祉専門職、犯罪をした者等の意思決定支援を支える福祉専門職団体、公認心理師、医師等を委員として含めていただきたい。 【同意見 計3件】	御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。

※ 同様の趣旨と考えられる御意見は、一つの整理番号に集約し、掲載しています。

※ 計画については、上記意見募集結果を踏まえた修正のほか、公用文表記等の観点から若干の技術的修正を加えております。